

平成22年2月23日

番号に関する原口5原則

番号に関する原口5原則

原則1 国民の権利を守るための番号であること

社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るための番号であり、重複なく、漏れなく、正確かつ安全に付番を行う。

原則2 自らの情報を不正に利用・ストックされず、確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること

自らの情報が不正に利用・ストックされることなく、また、自らの情報にアクセスし、内容の確認・修正ができる（自己情報コントロール権）。

原則3 利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること

自らの情報についてどのような行政機関がどのような目的で利用するのか明確な制度とするとともに、最新の暗号化技術により情報漏洩防止に万全を期し、分野をまたがる情報の名寄せを防ぐ。

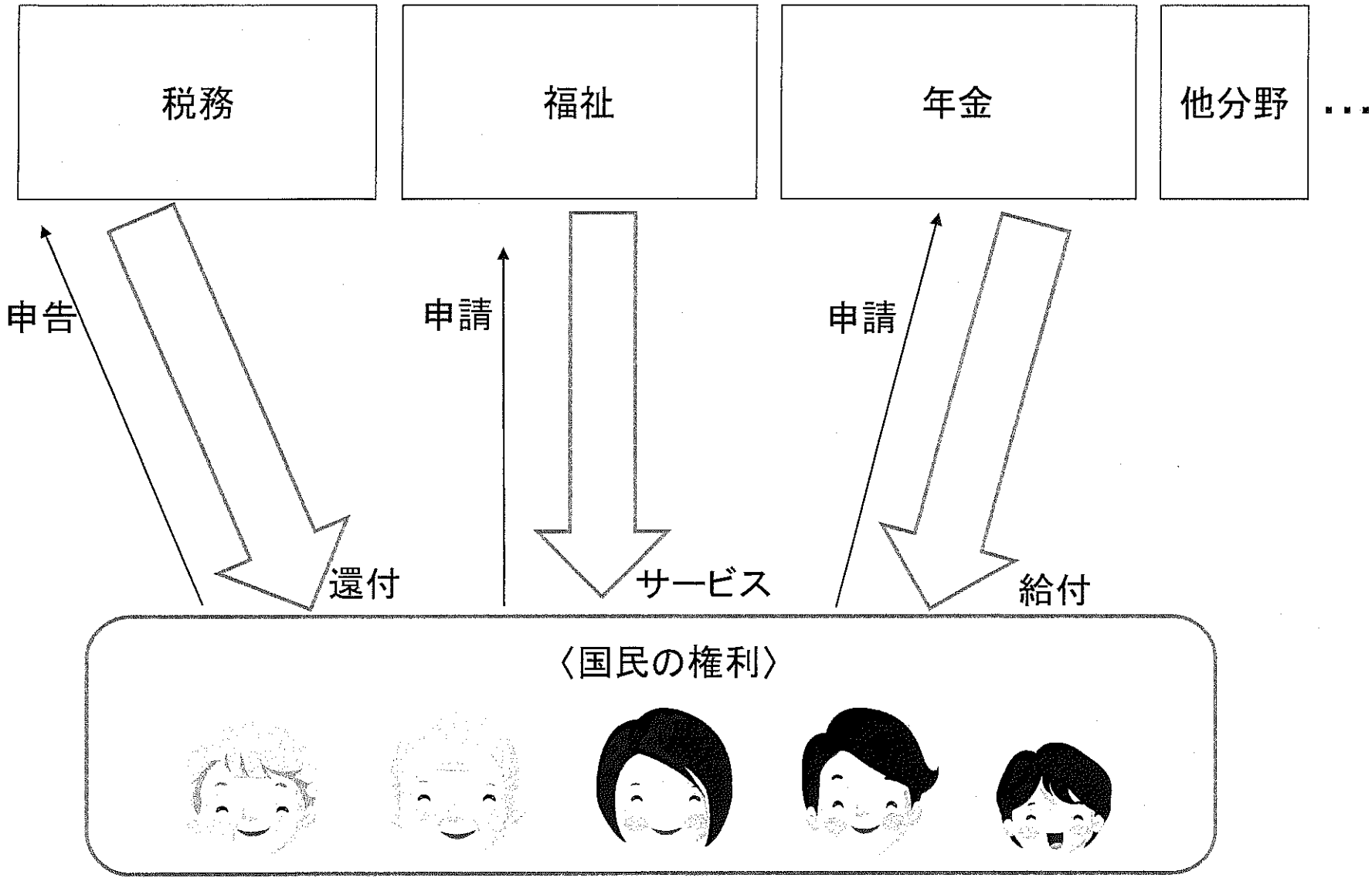
原則4 費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること

既存インフラを有効活用し効率的な仕組みを構築する。また、クラウドコンピューティングの手法により、各分野内でのシステムの共同利用を積極的に進める。

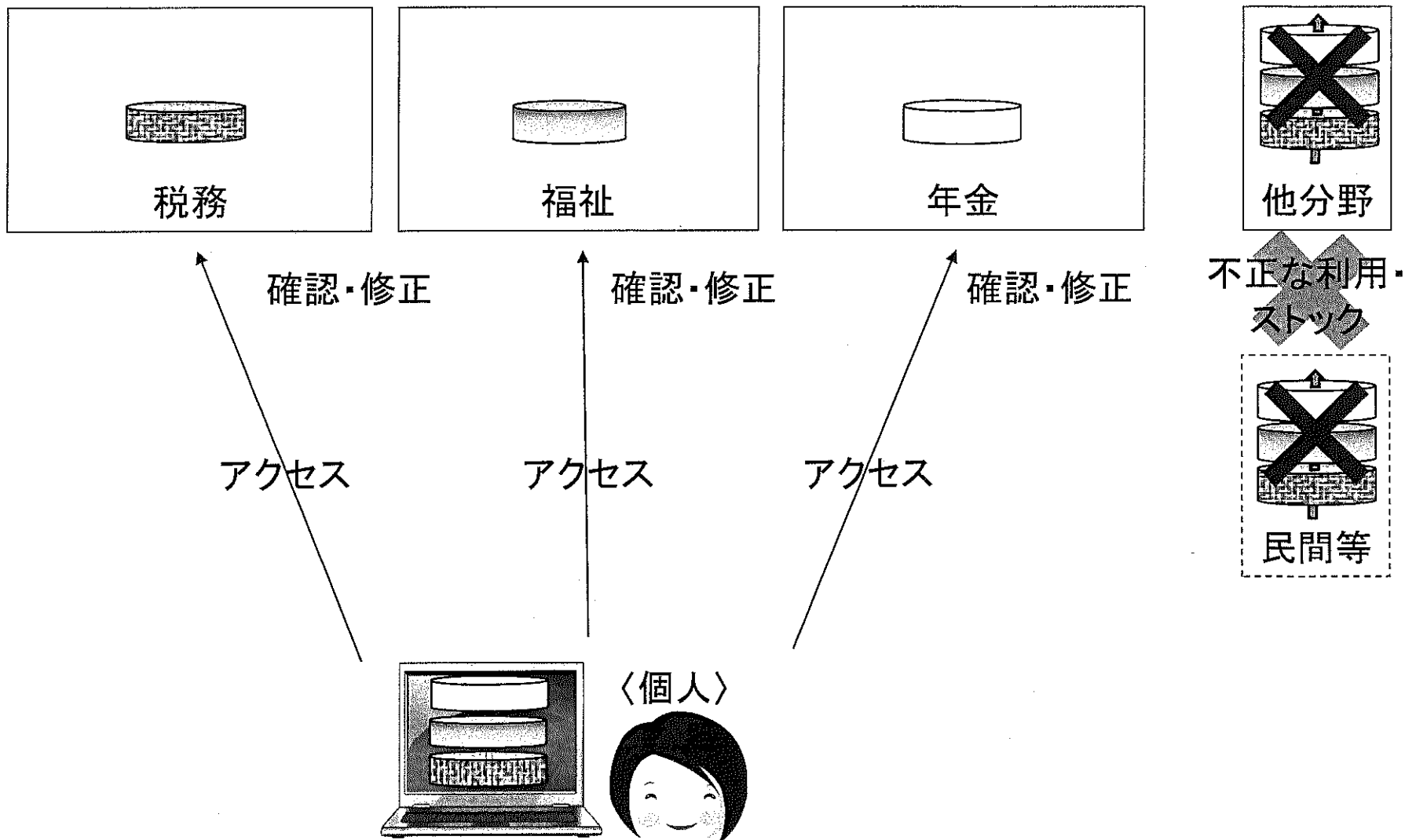
原則5 国と地方が協力しながら進めること

より良い行政サービスを提供できるよう、国と地方が協力しながら電子政府を推進する。

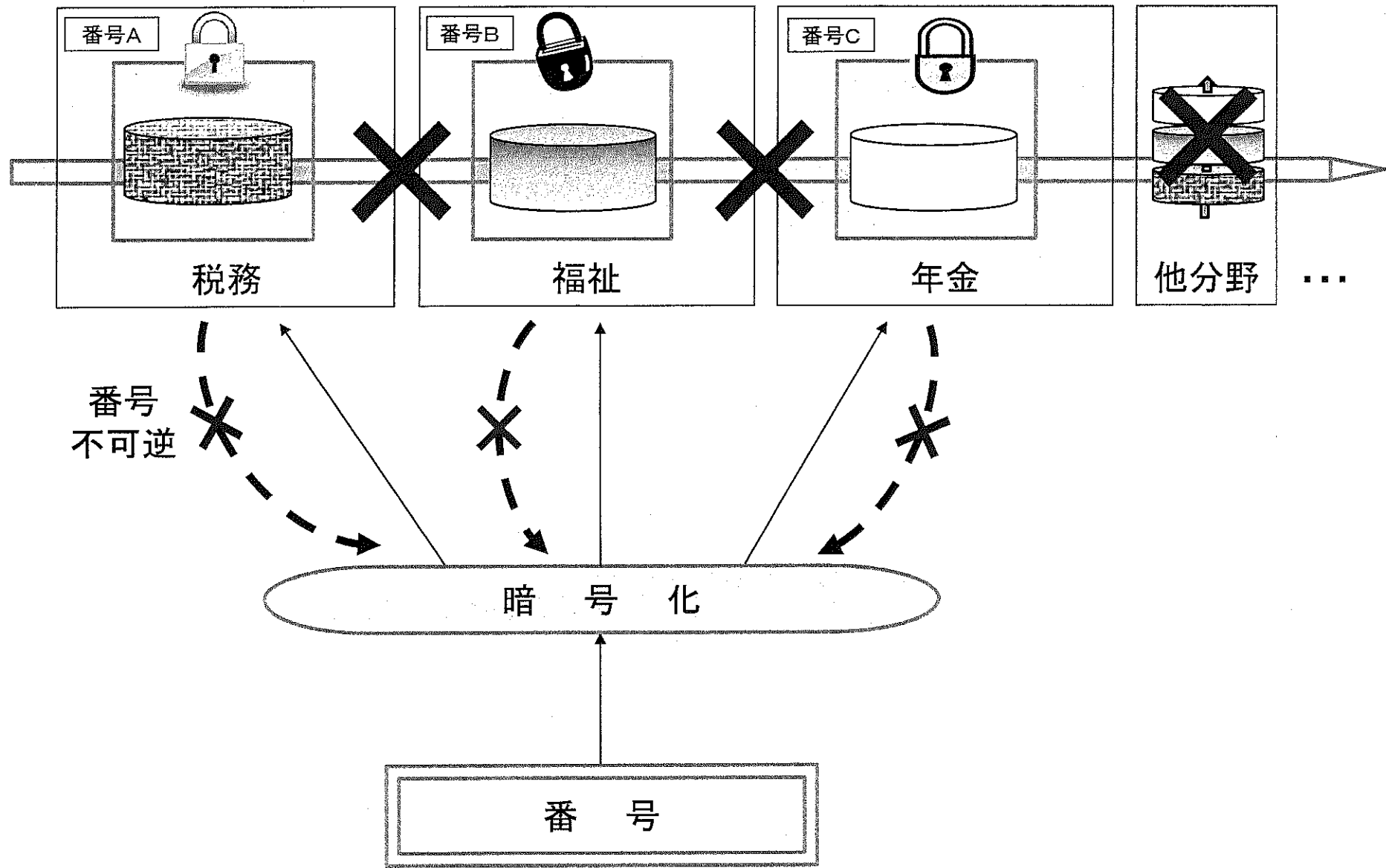
原口5原則①：国民の権利を守るための番号であること



原口5原則②：自らの情報を不正に利用・ストックされず、
確認・修正が可能な、自己情報をコントロール
できる仕組みであること

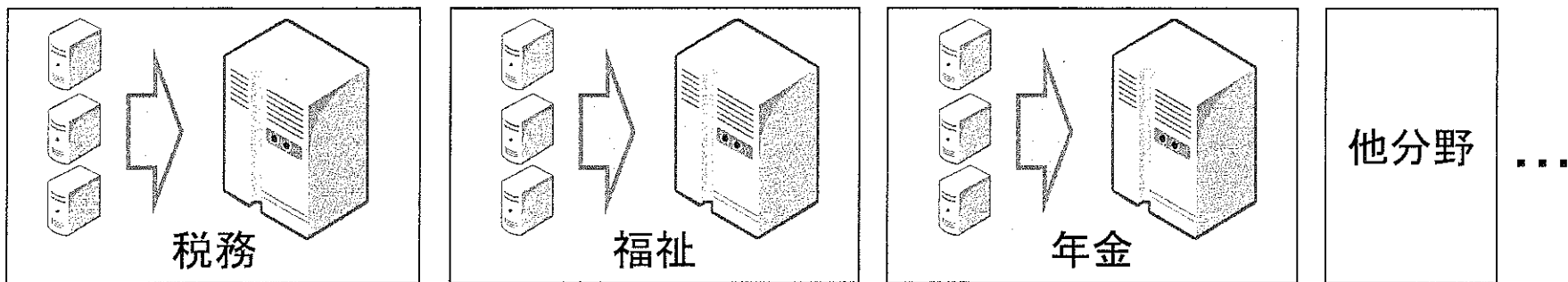


原口5原則③：利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること



原口5原則④：費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること

★ 共同利用による効率化



★ 既存インフラ活用による情報収集の効率化



既存インフラ

原口5原則⑤：国と地方が協力しながら進めること

